

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に
関する検討会の開催について（案）

平成 27 年 3 月 17 日
令和 3 年 5 月 11 日改定
令和 3 年 11 月 1 日改定

1. 厚生労働省、文部科学省、経済産業省で共管する国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成 26 年法律第 99 号。）第 7 条第 1 項に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の策定、基本計画に定められた目標の達成その他医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
2. 検討会は、厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、文部科学省研究振興局長、経済産業省商務情報政策局長が協働し、内閣府健康・医療戦略推進事務局の協力の下、医療機器の製造、販売等を行う事業者、医療機器に関する試験又は研究の業務を行う者、医師その他の医療関係者等の有識者の中から、関係者の参集を求めて開催する。
3. 会議の庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局、文部科学省及び経済産業省の協力を得て、厚生労働省において処理する。
4. 上記のほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で定める。
5. 令和 3 年 11 月 1 日より、名称を「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループ」から「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する検討会」へ変更する。